



経営の散歩道

川中経営研究所
所長 川中清司

▼「相続税は制度が間違ってるよ。子が親の財産を相続したからといって、何で国が税金をとらにやならんのかね」

この質問にはどう答えたら良いのか。

「相続税法という法律がある以上、納めざるを得ませんね」と言っても、

「そんなことは分かっている。国は相続税で国民の余分な財産をみんな取り上げようっていうのかね」

とタックスペイヤーの切り返しは鋭い。

▼「むかしヨーロッパには、相続そのものを認めない、という論がありましたね」

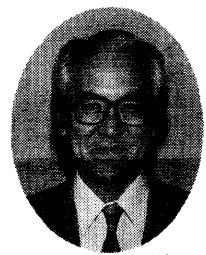
と相続の歴史から説きほぐす人間は生来、平等でなければならぬ、という近代思想からすれば、相続を無制限に認めることは不自然だ、という学説がある。

相続は無産者の子と富裕者の子との間に、著しい不公平を生み続けてしまうというのだ。

サン・シモン（1760—1825）は、「相続は人生の出発点から不平等を生む」として、相続制度の否認を主張した。ソビエトでは革命当初に相続

制度を廃止してしまつた。もつとも、その後スターリン憲法（一九三六）で、改めて相続権の保護を認めることとなつたが。

▼私有財産というものは、人びとの努力の成果に違いないが、社会の恩恵がなければ蓄積できなかったものだ。だから、個人の遺産の処分についても社会的に制約されるべきではないか。とすれば、国が相続税としてその一部を収納することも、理



第五十回

相続税ノート

つて、貯蓄して、消費する。そのパターンをくりかえしながらたどりついた終着駅だ。そこで相続した人がもう一度、故人の一生の課税の清算をする。それが相続税なのだ。

▼相続税が始まつたのは明治三十八年で、日露戦争の戦費を調達するためのものであつた。当時は家督相続と遺産相続の二本建てだったが、最高税率は一五・五%にすぎなかつた。

戦争と税金の関係は深い。所得税ができたのは明治二十年で、軍艦の建造など海軍費をまかなうためだった。法人税をつくり、給与所得に源泉課税の制度をひいたのは昭和十五年で、

▼相続税とは対象的に、所得税は税率を下げる傾向にある。税金と人間の働く意欲とは密接な関係がある。

税金が高すぎると働くのが嫌になり国民の所得が減つてしまふ。逆に減税することによつて民衆の勤労意欲と所得が増え、国の税収は増加する—南カリフォルニア大学のラッファー教授の理論である。

レーガン大統領はこの理論にそつて大幅な所得税の減税を断行した。七〇%の最高税率を六年間で二八%に引き下げた。

減税は可処分所得を増やした。消費も貯蓄も投資も増加し、一応アメリカ経済を成長させた。▼最近では地価の高騰で相続税の評価も高くなつた。東京あたりでは一坪数千円はざらだ。

相続税法は、小規模宅地には二〇〇平方メートルまでの居住用なら、六〇%に評価減額を認めている。それでも相続税のために住み家を売らねばならぬ人もいる。

地価が上がつたのは住む人のわざではない。高い固定資産税を払わされたあげく、親や夫が死ねば相続税を納めるために、住居を売り払わねばならないという「平成の悲劇」をさける方法はなにか。

にかなうことと言える。相続税の根拠には、相続がおきた時点で国の力で、その富としての遺産を均等化するという近代思想の底流が見逃せない。言いかえれば、国家こそが最強の相続権をもっている、ということになる。

▼相続は一度に故人の遺産を取得するのだから、担税力はあると考えられる。遺産は、その人の所得の履歴書である。かせいで、税金を払

を進めたシャープ博士も、「所得税は軽く、相続税は重く」という方針をとつた。昭和二十五年当時の相続税の最高税率は九〇%という高率だった。